



最高裁秘書第1986号

平成29年5月12日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

3月3日付け（同月6日受付，最高裁秘書第862号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等  
司法修習生採用に際しての国籍条項が廃止されるに至った経緯が分かる文書
- 2 開示しないこととした理由  
1の文書は，保存期間を満了しており廃棄済みである。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）